

津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付要領

制定 令和3年3月 5日

改正 令和3年7月 1日

令和4年6月29日

令和5年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、地域材の積極的な利用を促進することにより、市内の林業の振興と地域経済の活性化を図るため、住宅のリフォーム又は新築（以下「工事等」という。）を行う者又は請け負って工事等を行う者に対する補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、工事等を行う者に対し、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及び津山市林業振興補助金交付要綱（平成27年津山市告示第36号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより、予算の範囲内で津山市地域材住宅リフォーム等支援補助金（以下「リフォーム等補助金」という。）を交付することができる。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 既存の住宅本体に手を加えて改良する方法で、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 増築（床面積を増加させるもの）
 - イ 改築（間取りを変更するもの）
 - ウ 改装（模様替えをするもの）
 - エ 修繕
- (2) 地域材 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受けている法人又は個人による国産材製材品（皮むき等の加工丸太を含む。）をいう。
- (3) 別荘 日常生活の本拠としない家屋をいう。
- (4) 主要構造部材 土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木、垂木など建物の構造躯体を構成する木材をいう。

(補助対象となる住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号の要件にすべて該当する住宅とする。

- (1) 津山市内に立地する、居住を目的とする住宅。ただし、社宅・別荘を除く。
- (2) 当該年度の津山市地域材で家づくり支援補助金交付要領（令和3年4月1日制定。以下「家づくり支援補助金交付要領」という。）に係る津山市地域材で家づくり支援補助金（以下「家づくり支援補助金」という。）又はリフォーム等補助金の交付を受けていない住宅。
- (3) リフォームの場合は、前年度以前に、今回リフォームを行う箇所と同一の箇所について、本市の地域材を利用した住宅リフォームに関する補助金の交付を受けていない住宅。
- (4) 当該年度に、津山市空き家活用定住促進事業補助金の交付を受けない住宅。

- (5) 工事等に使用する地域材の材料費が、10万円（消費税を含む）以上のもの。
- (6) 新築の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が、第9条の規定による補助金の交付申請の年度の前年度4月1日以降の住宅。
- (7) リフォームの場合は、当該年度末までに補助金交付にかかる箇所の工事が完了する住宅。新築の場合は、当該年度末までに主要構造部材、床及び壁の施工が完了する住宅。

（補助対象者）

第5条 この要領による補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に居住又は入居するために市内に事業所を有する施工業者（大工・工務店等）と請負契約を結び工事等を行う個人（以下、「施主」という。）又は市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を置く、住宅を供給する業者で、市内に居住又は入居する者のための工事等又は工事等を行った住宅の販売を行う者（以下、「施工業者」という。）。
- (2) リフォームの場合は、当該工事を行うことについて、補助対象住宅の所有者全員の同意が得られていること。新築の場合は、家づくり支援補助金交付要領第5条第3号又は第4号の要件に該当しない住宅を新築する者。
- (3) 申請を行う施主又は申請を行う施工業者（以下「補助対象者」という。）及びその代表者個人が市（区）町村税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (4) 第4条の規定に該当するリフォームを行った建売住宅または中古住宅の販売（以下「リフォーム後販売」という。）を行う場合は、該当の住宅に入居を希望する者（以下「購買者」という。）と売買契約を締結し、第9条第4項の規定による補助金の交付申請が補助金申込年度の3月31日までにできる者。
- (5) 施工業者の場合は、当該工事の施主又は購買者の承諾が得られていること。
- (6) 暴力団員等（津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。次号において「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は暴力団員等の統制下でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (9) その他市長が必要と認める要件。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、工事等に使用する地域材の材料費（消費税を含む）に応じて、別表第1のとおりとする。

（申込み）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、関係書類を添えてリフォームの場合は、工事着手前に提出し、新築の場合は棟上げの20日前までに市長に提出し、申込日から90日以内に棟上げを行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由により当該期限内に提出できないと認めた場合はこの限りでない。

2 申込書には、次の各号に掲げる書類を添付する。ただし、リフォーム後販売及び建売住宅の場合は、第2号に掲げる書類について、提出を省略することができる。また、当該年度内に家づくり支援補助金の交付の申込みを含めて複数回の申込みを行う者は、2度目以降の申込みについては、第6号及び第7号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 確約書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約書の写し（印紙税法で定められた額の印紙が貼付されていること）
- (3) 地域材材料内訳書の写し
- (4) リフォームの場合は工事箇所の工事前と工事後の図面及び工事前の写真、新築の場合は住宅の平面図及び位置図
- (5) リフォームの場合は登記事項証明書（建物）の写し又は要約書もしくは資産証明書及び増築や改築の場合で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項における確認済証の交付を受けなければならない場合は確認済証の写し。新築の場合は、建築基準法第6条第1項第2号及び第4号に掲げる建築物については確認済証の写し、その他の建築物については同法第15条第1項の建築工事届の写し（第9条の規定による補助金の交付申請の年度の前年4月1日以降のものに限る。）
- (6) 申込者及びその代表者個人の市税等の完納証明書（申込日から3箇月以内に発行されたもの。）
- (7) 暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、申込書の提出があった時は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付予定者決定通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

4 市長は前項の決定について、条件を付すことができる。
（申込みの辞退及び取消）

第8条 前条の規定により補助金の交付予定決定を受けた者（以下「交付予定者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、補助金交付予定辞退届出書（様式第5号）を市長に提出し、申込みを辞退しなければならない。

- (1) 当該年度内にリフォーム又は新築住宅の主要構造部材、床及び壁の施工を完了できる見込みがなくなった場合。
- (2) 前号に掲げるもののほか、交付要件を満たすことができない事由が発生したとき。

2 市長は辞退届の提出を受理したとき、又は、交付要件を満たすことができないことが判明したときは、補助金交付予定者取消通知書（様式第6号）により速やかに交付予定者に通知するものとする。
（完了報告、現地確認依頼及び交付申請）

第9条 交付予定者は、リフォームの場合、補助金交付にかかる箇所の工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付申請書（兼）工事完了報告書（様式第7号）を、リフォーム後販売の場合は、補助金交付にかかる箇所の工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、工事完了報告書（様式第9号）を、新築（建売住宅を除く）の場合は、棟上げの前日までに、津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付申請書（兼）現地確認依頼書（様式第8号）を、建売住宅の場合は、棟上げの前日までに、現地確認依頼書（様式第10号）を市長に提出

しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由により当該期限内に提出できないと認めた場合はこの限りでない。第11号ただし書きに該当する場合は棟上げ後、様式第8号を提出することができる。

2 前項に定める書類には次の各号に掲げる書類を添付する。ただし、リフォーム後販売及び建売住宅の場合は、第5号及び第6号に掲げる書類について、提出を省略することができる。

(1) 工事費の領収書の写し又は地域材材料費の領収書の写し。ただし、地域材を掛け買いしている場合は、その取引の内容がわかる帳票の写しをもって代えることができる。

(2) 地域材使用・納材証明書（様式第11号）

(3) 地域材材料費内訳書

(4) リフォームの場合は、地域材を使用した箇所の工事施工後の写真。ただし、工事施工後、写真撮影が困難な箇所に地域材を使用した場合は、当該箇所に地域材を使用したことがわかる施工中の写真で足りる。新築の場合は、納材業者から入荷した地域材の確認写真、また、様式第8号を提出するのが主要構造部材の施工が完了した後の場合は、主要構造部材の施工が完了したことがわかる写真。

(5) 補助金交付申請承諾書（様式第12号）

(6) 施主の現住所の住民票の写し（申請日から3箇月以内に発行されたもの。）

(7) その他市長が必要と認める書類

3 新築で補助対象となる地域材を床、壁として使用する場合は、施工後速やかに地域材を使用したことがわかる写真を提出しなければならない。

4 リフォーム後販売及び建売住宅の場合は、第10条第1項又は第11条第4項の規定による通知後、補助金申込年度の3月31日までに、津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付申請書（様式第13号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

(1) 売買契約書の写し（印紙税法で定められた額の印紙が貼付されていること）

(2) 補助金交付申請承諾書（様式第12号）

(3) 購入者の現住所の住民票の写し（申請日から3箇月以内に発行されたもの。）

(4) その他市長が必要と認める書類

（リフォーム完了確認及び補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付申請書

（兼）工事完了報告書（様式第7号）又は工事完了報告書（様式第9号）の提出があったときは、書類の内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、補助金の額を算定し、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第16号。以下「確定通知書」という。）により、申請者に通知する。不相当と認めた場合には、第7条第3項の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。リフォーム後販売の場合は、審査の結果を工事完了確認通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、リフォーム後販売の場合で、第9条第4項の規定による申請があったときは、書類の内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、補助金の額を算定し、確定通知書により、申請者に通知する。不相当と認めた場合には、第7条第3項の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。

（新築の現地確認及び補助金の交付決定）

第11条 市長は、第9条第1項の規定による津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付申請書

（兼）現地確認依頼書（様式第8号）又は現地確認依頼書（様式第10号）の提出があったときは、速

やかに現地確認を行う。ただし、地域材使用・納材証明書（様式第11号）に記載された建築業者、乾燥材乾燥業者、製材業者又は納材業者が、一般社団法人岡山県木材組合連合会の登録する県産材サポーターを設置している場合は現地確認を省略することができる。

2 現地確認については、市長が任命した職員が、別に定める基準に基づき行うこととする。

3 市長は、調査員証（様式第17号）を毎年度ごとに交付することとする。

4 市長は、現地調査の結果が適当と認めた場合には、書類の内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、補助金の額を算定し、確定通知書により申請者に通知する。不適当と認めた場合は、第7条第3項の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。建売住宅の場合は、現地調査の結果を現地確認通知書（様式第15号）により申込者に通知するものとする。

5 市長は、建売住宅の場合で第9条第4項の規定による申請があったときは、書類の内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、補助金の額を算定し、確定通知書により、申請者に通知する。不適当と認めた場合には、第7条第3項の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。

（補助金の請求）

第12条 第10条第1項、第2項、前条第4項又は第5項の規定により確定通知を受けた者は、速やかに請求書（様式第19号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の支払）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助金の確定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 市長が特に必要と認めるとき。

（補助金に係る手続きの停止）

第15条 市長は、前条の行為に関与した者について、関与が認められた日から市長が定めた期間において、補助金に係る手続きを認めないこととすることができる。

（台帳の作成）

第16条 市長は、この要領を適用して補助金を交付した住宅の台帳を作成しなければならない。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月29日から施行する。

(申込みに関する経過措置)

2 リフォームで令和4年4月1日から令和4年7月31日までに工事着手した場合、新築で令和4年4月1日から令和4年8月20日までに棟上げを行った場合については令和4年9月30日までに第7条第1項の申込書と関係書類を提出することができる。

(申請に関する経過措置)

3 前項による申込み後、リフォームでは第7条第3項に係る通知を受け取った時点で工事が完了している場合において、また新築（建売住宅を含む）の場合においては、第7条第3項に係る通知後、速やかに第10条第1項に係る申請書又は工事完了報告書を提出しなければならない。ただし、新築（建売住宅を含む）の場合は棟上げが確認できる書類の添付につとめなければならない。

(施工中の写真の添付に関する経過措置)

4 令和4年7月31日までに着工したリフォーム工事については、第9条第2項第4号における施工中の写真は添付につとめなければならない。

(別表第1に係る特例)

5 令和4年度申請分における補助金額は、第6条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

地域材材料	補助金額
10万円以上	地域材材料費の1/2以内 50万円を上限とする（千円未満は切捨て）

(様式に係る経過措置)

6 この要領の施行の際、この要領の改正前の津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(この要領の失効等)

- 3 この要領は、令和8年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要領の規定により家づくり補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この要領は、失効後もなおその効力を有する。

別表第1

地域材材料	補助金額
10万円以上	地域材材料費の1/2以内 補助金単価は材積1m ³ あたり8万円を、補助金額は40万円を上限とする（千円未満は切捨て）